

第 10 期長野県高齢者プラン策定懇話会設置運営要綱

(設置目的)

- 第 1 第 10 期長野県高齢者プラン（長野県老人福祉計画・第 10 期介護保険事業支援計画・長野県認知症施策推進計画）の策定に当たり、学識経験者や高齢者保健・医療・福祉関係者等から広く意見を聴くため、第 10 期長野県高齢者プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

- 第 2 懇話会は、16 名で構成する。
- 2 構成員は、学識経験者や高齢者保健・医療・福祉関係者等のうちから知事が委嘱する。

(設置期間)

- 第 3 懇話会の設置期間は、令和 8 年 7 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(座長等)

- 第 4 懇話会に座長をおく。
- 2 懇話会に座長代理をおき、座長に事故があるときは座長の職務を代行する。

(招集)

- 第 5 懇話会は座長が招集する。

(欠席)

- 第 6 構成員は、招集に応ずることができず、又は招集に応じたが懇話会に出席することができないときは、その事由を座長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があったときは、座長はこれを懇話会に報告しなければならない。

(参考意見の聴取)

- 第 7 懇話会は、必要あるとき、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

- 第 8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。